

すみだ北斎美術館 イベントパートナー登録制度実施要領

令和 6年 9月 26日

6 墨文財北発第 64 号

(趣旨)

第1条 この要領は、すみだ北斎美術館イベントパートナー登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この登録制度は、区内外で文化活動を行っている個人や団体をすみだ北斎美術館(以下、「美術館」という。)のイベントパートナーとして登録し、美術館の施設を利用して専門性を生かしたイベントあるいはワークショップ(以下、「イベント等」という。)を開催することにより、より開かれた美術館をめざすとともに事業活動の充実を図ることを目的とする。

(概要)

第3条 美術館は、この要領に定めるところにより、イベントパートナーと協働してイベント等を実施する。

(役割)

第4条 イベントパートナーは、次に掲げる各号を行う。

- (1) イベント等を美術館と協働して実施すること
- (2) イベント等の企画、提案
- (3) イベント等を年2回程度実施すること
- (4) イベント等の準備(次に掲げる各号を含む。)、当日の運営及び記録
 - ア イベント等で使用する道具・材料の調達、運営スタッフの手配
 - イ イベント等の参加者の募集・決定、参加者名簿の管理及び参加者との連絡調整
 - ウ イベント等の参加費の徴収及びその管理
- (5) イベント等の実施計画書、実施報告書等、美術館が定める書類の作成及び提出
- (6) 使用した施設について、イベント等の終了時に原状に復すること

(登録)

第5条 イベントパートナーの登録を希望する者は、この要領に従って登録の申請を行わなければならない。

- (1) 美術館は、登録の申請があった場合は、その内容を審査して登録の可否を決定し、その結果を申請した者に通知する。
- (2) 美術館は、前項の選定の結果、登録を可とした者を登録する。
- (3) 登録期間は、登録された日から登録された日の属する年度の3月31日までとする。

(登録申請の資格要件)

第6条 イベントパートナーは、次に掲げる各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 個人又は団体であること
- (2) 個人にあつては、18歳以上であること。団体にあつては、代表者が18歳以上であること
- (3) 美術館の設置目的及び事業について、理解・関心をもっていること
- (4) 美術館の情報発信に協力すること
- (5) イベント等の開催経験が、登録申請時の直近2年間以内の期間において3回以上あること
- (6) この要領を含め、イベント等に係る各種法令を遵守すること
- (7) イベント等に係る個人情報については、個人情報保護に関する規程を遵守し、イベント等の実施以外の目的で使用しないこと
- (8) 美術館との連絡調整において、メールでの連絡、電子データでの資料提出、オンラインでの打合せが可能であること

(申請)

第7条 第5条第1項の申請は、美術館が定める登録申請書(様式第1号)とともに、次に掲げる各号を提出することにより行う。

- (1) イベント等実施計画書(様式第2号)
- (2) 活動実績(様式第3号)

(変更)

第8条 登録者が、登録内容を変更しようとするときは、事前に登録内容変更申請書(様式第4号)により美術館に申し入れ、その承認を得なければならない。

(更新)

第9条 登録者が登録期間後も引き続き登録をしようする場合、新たに申請を行わなければならない。

- (1) 前項の場合、第5条を準用する。

(禁止事項)

第10条 イベントパートナーは、イベント等に関して、次に掲げる各号のいずれも行ってはならない。

- (1) 火気の使用・喫煙
- (2) 決められた場所以外の施設の壁面、ガラス、扉等への張り紙等
- (3) 実施に係る利用の権利を第三者に譲渡又は転貸すること
- (4) 承認されたイベント等を美術館の承認を得ずに変更すること
- (5) 政治活動、布教活動、営利を目的とする活動

(欠格)

第11条 美術館は、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取消しの申し出があった場合
- (2) 6か月以上活動実績が無い場合
- (3) 第5条を満たさなくなった場合
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合又はそのことが明らかになった場合
- (5) 偽りその他不正の手段で利用の承認を受けた場合
- (6) 前条に違反した場合
- (7) 公序良俗に反する活動を行った場合
- (8) その他十分な事情があると認められる場合

(イベント等)

第12条 イベント等は、次に掲げる各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 文化の振興、あるいは観光・産業の振興を主たる目的とすること
- (2) 参加者が主体となる実施内容であること
- (3) 参加者が公募されること

(美術館の役割)

第13条 美術館は、イベント等の実施にあたり、次の各号を行う。

- (1) イベントパートナーと協働してイベント等を実施すること
- (2) イベントパートナーの提案に基づき、イベント等の開催を決定すること
- (3) イベント等の広報への協力
- (4) 施設（講座室に限る）及びその附帯設備の提供

(協議事項)

第14条 本要領に定めのない事項については、美術館と登録者の協議の上、決定する。

(本要領の変更)

第15条 美術館は、登録者の了承を得ることなく本要領を随時変更できるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(付則)

この要領は、令和6年10月1日から適用する。